

(2) 令和6年度 滝川市国民健康保険事業計画（案）について

1 基本方針

滝川市国民健康保険事業の安定的な運営に向け、医療費の適正化や収納率の向上に取り組むとともに、各種保健事業を実施し、被保険者の健康の保持増進を図ることとする。

2 重点事業

- (1) 医療費適正化対策の推進
- (2) 保健事業の推進
- (3) 収納率向上対策の推進

3 具体的な対策

- (1) 医療費適正化対策の推進

医療費適正化及び国民健康保険事業の安定的な運営のため、レセプト点検をはじめとした各種事業の推進を図る。

- ① レセプト点検

点検業務に精通した職員を引き続き雇用する。また、国保連合会へ委託し、資格・内容点検及び再審査請求の精度向上に努める。

- ② 医療費通知

被保険者に対し、医療費額などを記載した医療費通知を年6回送付する。

- ③ ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品にした場合、100円以上差額のある被保険者に対して年2回の通知をする。

また、広報紙やホームページなどを活用した普及啓発を行うとともに、医師会・歯科医師会・薬剤師会へ引き続き協力を依頼するなど、ジェネリック医薬品の普及促進に努める。

○令和5年度 審査月別ジェネリック医薬品数量シェア一覧（4～12月）

審査月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全 体	85.4%	86.8%	87.1%	86.0%	86.8%	86.6%	86.7%	85.7%	87.0%
医 科	68.9%	73.4%	72.4%	70.0%	68.0%	69.7%	67.3%	67.3%	70.3%
調 剤	88.0%	88.7%	89.0%	88.7%	89.8%	88.9%	89.1%	88.3%	89.2%

- ④ 第三者行為求償事務

第三者行為による損害賠償請求（求償）について、国保連合会へ事務を委託し、求償事務の取り組みを強化する。

- ⑤ 柔道整復療養費

長期かつ頻度が高い被保険者に対し、負傷部位や原因の調査を行い、正しい柔道整復師のかかり方等について指導を行う。

(2) 保健事業の推進

特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取り組みを実施し、早期発見・早期治療により生活習慣病等の重症化予防に努める。

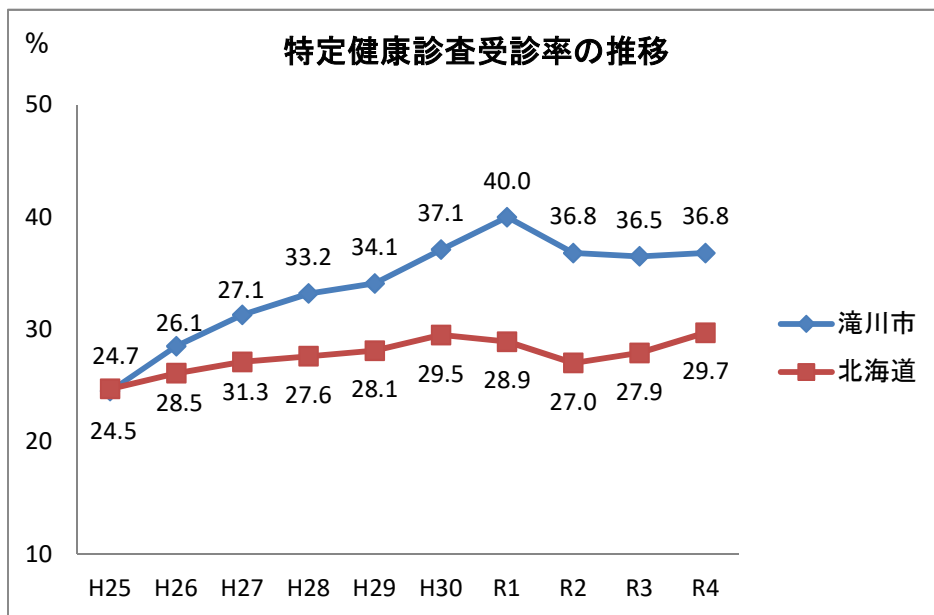
① 特定健康診査

40歳以上75歳未満の被保険者を対象に特定健康診査を実施する。

受診率向上のため、がん検診との同時実施、土日の受診機会の確保、脳ドックのセット受診や、健診への助成を継続する。

市内医療機関の協力のもと、診療結果情報提供によるみなし受診を推進する。

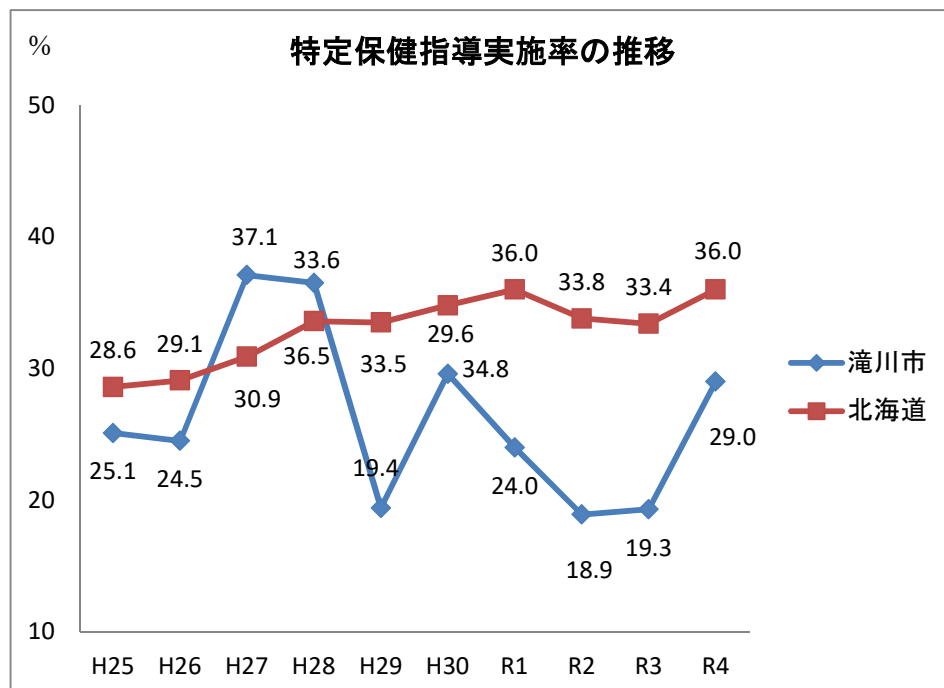
未受診者に対しては、電話、ハガキ、滝川市医師会及び薬剤師会を通じた受診勧奨を行い、受診率向上に努める。



② 特定保健指導

特定健康診査の受診者を対象に結果説明会を開催、生活習慣の改善を図る。

保健師、栄養士による電話相談や個別訪問によるフォローアップを行い、早期介入、重症化予防に努める。



(3) 収納率向上対策の推進

国民健康保険の重要な財源である保険税収入を確保するため、関係部局と連携し収納率の向上に努める。

① 納税推進月間の設定

12月を年末の納税推進月間、3月と5月を滞納繰越分、現年課税分の納税推進月間と位置づけ、夜間の相談窓口の設置、電話・臨戸催告の強化を行い、収納率の向上に努める。

② 広報活動の強化

広報たきかわへの掲載、滝川市公式ホームページなどで納期限等の周知を行う。

③ 滞納処分の強化

預貯金、給与、動産、不動産など幅広く調査し、結果をもとに差押え、処分停止などの滞納処分の強化に努める。

④ 口座振替の推進

国保加入手続き時に口座振替依頼書を渡す、納税通知書送付時にチラシ兼口座振替依頼書を同封するなど口座振替の推進を図る。

また、口座振替をされていない方へ勧奨文書を送付（年1回予定）する。